

大綱 5

持続可能で利便性の高い 快適空間のまちづくり (生活基盤整備)

- 1 地域の特性にあったまちづくりの推進
- 2 道路網の整備
- 3 持続可能な公共交通の整備と拠点づくり
- 4 快適な生活環境
- 5 水と緑のネットワークの形成



5-1

地域の特性にあった
まちづくりの推進〈代表的な
SDGs〉

施策の取組方針

自然や田園風景の大切さを町全体で共有しながら、自然環境と都市的環境が調和した、持続可能でコンパクトなまちづくりをめざし、都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づく市街地整備や自然と調和した良好な住環境づくりを推進します。

美しい景観の保全や特色あるまちなみ景観の形成に向け、地域を主体とする取り組みを支援します。

現状と課題

本町の土地利用状況は、水田が最も多く、次いで宅地、畑の順となっています。農業の担い手の高齢化や後継者不足などにより、農業就業者の減少が続いています。

町内の中央西部地区に都市計画法による市街化区域※が指定され、土地区画整理事業※や住宅団地の開発が行われました。市街化区域の多くは住宅地で占められていますが、中央東部地区には吉川市にまたがって東埼玉テクノポリスが、ゆめみ野東地区には松伏工業団地、大川戸地区には大川戸地区産業団地がそれぞれ整備されています。

また、新市街地区域では、松伏田島産業団地の造成工事が完了し、企業の立地が進んでいます。さらに、（都）東埼玉道路と（都）浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ周辺は、職住近接を推進したまちづくりをめざしています。

一方、道の駅については、事業採算性などを踏まえ、バスターミナルを併設し、新たな公共交通の拠点として整備を推進するとともに、松伏らしい文化や地域資源を対外的に発信する拠点としての機能が期待されています。

本町の特徴を示す江戸川や中川、大落古利根川にある桜並木やからし菜の群生地などは町民に親しまれ、そのほかにも随所で町民による花いっぱい運動※が推進されています。また、周辺地域の都市化が進む中で農村地域では水田や里山の緑など、松伏らしい田園景観をかたちづくっています。

地域の気候や風土、歴史、文化など、人々の生活の中で共有し創られてきた景観は自分たちが守り、創り上げていくことが求められており、景観の重要性はますます高まっています。

※市街化区域：都市計画法により定められた区分で、市街化区域はすでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

※土地区画整理事業：都市計画区域において、公共施設の整備と宅地の利用を高めるため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行うこと。土地所有者などから土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園などの新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図る。

※花いっぱい運動：花の普及と環境美化のための運動。道路の路肩を利用した花の植栽や、ガーデニングに地域全体で取り組むなど、花にまつわるさまざまな活動を行う。

5-1-1 適切な土地利用の推進

①計画的な土地利用

都市計画マスタープラン※、立地適正化計画※及び農業振興地域整備計画に基づく質の高い市街地の整備や都市と自然が調和した良好な環境づくりを進めます。

また、将来を見据えたまちづくりを推進するに当たり、市街化調整区域※においても利便性の高い広域幹線道路沿いなどの土地利用検討エリアでは、周辺環境との調和を図りながら、基盤整備状況を鑑みて企業誘致などの土地利用を検討します。

②市街地の整備

立地適正化計画に基づき既存市街化区域内の有効な土地利用を進める一方、松伏インターチェンジ※付近の新市街地区域については、市街化区域編入を検討し、複合型の市街地の形成を図ることで職住近接と新たな雇用を創出する産業集積を進めます。

③東埼玉道路を中心とした土地利用の検討

（都）東埼玉道路の整備に伴い、都心から30キロ圏内という交通アクセスの優位性を最大限に活かすため、乱開発抑止基本方針に配慮し、周辺環境との調和を図りながら、計画的な土地利用の検討を進めます。

併せて、町民の交流の場の拠点として、また、町民の期待の高い公共交通の拠点として、事業採算性などを踏まえ、バスターミナルを併設した道の駅の設置を推進していきます。

④産業集積地域の整備

地域経済の活性化や企業立地需要に応えるため、関係者と協議しながら産業集積地域の整備を図ります。

※都市計画マスタープラン：市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）のこと。まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針や地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画などをきめ細かく総合的に定めたもの。

※立地適正化計画：都市再生特別措置法に基づいて市町村が作成する、居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地、公共交通の充実などに関する包括的なマスタープランのこと。

※市街化調整区域：都市計画法により定められた区分で、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域をいう。

※松伏インターチェンジ：本町を南北に縦断する予定の（都）東埼玉道路と東西に横断する予定の（都）浦和野田線の結節点をこのように通称している。

5-1-2 地域の特徴にあったまちづくりの推進

①協働によるまちづくりの推進

NPOをはじめとした地域住民が主体となり、行政と協働・連携して地域ごとの歴史や特性を活かしたまちづくりを進めます。

②自然環境の保全と調和

本町の特徴である自然環境を活かすため、保全と調和に努めるとともに、生活利便性の向上を図ったまちづくりを進めます。

5-1-3 景観の保全・活用

①歴史的景観の保全・活用

地域の歴史を感じさせる寺社や遺跡などは、文化財として保存するとともに、地区の特色あるまちなみ景観の形成を図っていきます。

②田園景観の保全・活用

本町の特徴である田園景観については、優良農地の保全に努めるとともに、河川敷の緑の堤防や大きな樹木、屋敷林などを地域資源として認識し、次世代に引き継いでいきます。

5-1-4 特色あるまちなみ景観の形成

①景観形成に関する意識の醸成

景観形成の重要性や必要性などの景観形成に関する町民意識の醸成に努めます。

②地区計画などの推進

地域の特性に応じたまちづくり・景観づくりのため、地区計画制度※の活用を推進します。また、地域住民のまちづくりへの関心度に合わせて、協働による建築協定※の合意形成を促進します。

③公共施設や公的空間の修景・整備

公共施設の整備にあたっては、省エネルギーなどに配慮しつつ、今後も周辺の景観と調和した施設整備を図ります。

※地区計画制度：都市計画法に基づき、住民の生活に身近な比較的小規模な地区を対象として、建築物の形態や、道路・公園などの施設の配置などについて、地区の特性に応じてきめ細かいルールを定めるまちづくりの計画。
※建築協定：地域の関係権利者全員の合意のもとに、建築基準法の基準に上乗せする形で地域の特性などに基づく一定の制限を自ら設けることのできる制度のこと。この協定をお互いが守っていくことにより、地域の住環境を保全し、魅力あるまちづくりを進めることができる。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
5-1-1	市街化区域の人口密度	75.5人/ha	75.5人/ha
	【説明】利便性が高いコンパクトな市街地を形成し、市街化区域内の人口密度を維持することを目標とする。		
5-1-1 5-1-2 5-1-3 5-1-4	計画的な土地利用の推進に対する町民満足度の割合	51.6%	60.0%
	【説明】町政等に関するアンケート調査における設問「計画的な土地利用の推進」に対し、「普通」以上と回答した割合を向上させることを目標とする。		



市街地の町並み

5-2 道路網の整備

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

町の骨格を形成する広域的な幹線道路の整備を促進します。また、町道については、幹線道路の計画的な整備と生活道路や橋りょうの適切な維持管理により、安全で快適な道路環境づくりを図ります。

現状と課題

鉄道駅のない本町にとっては、7路線ある県道が都市活動を円滑にするために欠かせない幹線道路となっています。現在整備が進んでいる（都）東埼玉道路、（都）浦和野田線を南北及び東西につながる広域幹線道路として位置付け、重点的に整備を促進しています。

（都）東埼玉道路の一般部に関しては、2025年（令和7年）春ごろまでに田島地区までの整備が予定され、自動車専用部についても事業化が決定されています。（都）浦和野田線は、一部の供用が開始されているなど整備が進んでいます。

広域幹線道路の整備に伴い、通過交通※量の著しい増加をもたらし、生活道路への流入や交通事故の増加などの問題も生じています。生活道路は地域住民が日常生活を送るうえで重要な役割を果たしていることから、老朽化対策も含め客観的に状況を把握したうえで歩行者の安全確保と快適な道路環境の維持に努めていく必要があります。

また、都市計画道路は、まちづくりの方向性、将来の交通需要などを考慮し、必要に応じて計画の見直しを行っていく必要があります。

施策実現のための取り組み

5-2-1 幹線道路の整備

①広域幹線道路の整備

本町の骨格となる広域幹線道路の整備として、南北を基軸とした（都）東埼玉道路と東西を基軸とした（都）浦和野田線の整備促進を国や県に対し、早期完成に向けて働きかけをします。また、高規格道路として建設に向けた調査が行われている核都市広域幹線道路※について、建設に向け、県や関係市町と連携し、国に対し働きかけをします。

②その他幹線道路の整備

町内の交通の利便性の向上のため、県道の交差点改良や歩道の整備、適切な維持管理を県に要望します。

※通過交通：ある地域を単に通行するだけで、その地域内には目的地をもたない交通であること。

※核都市広域幹線道路：圏央道と外環道の間に位置し、神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県を結ぶ広域的な幹線道路として1994年（平成6年）に地域高規格道路の候補路線として指定されている。2022年度（令和4年度）から埼玉県内の「埼玉新都心線～東北道付近」の調査が始まっている。

5-2-2 生活関連道路の整備

①町道の整備

狭あいな生活道路の拡幅促進や老朽化した舗装、道路側溝などの計画的な整備に努めます。

②歩道の整備

歩行者が安全に通行できるよう、歩道の整備や維持管理に努めます。

③安全な通学路の確保

児童生徒が安全に通行できるよう、道路の状況を把握し、歩行者や自転車などの交通安全の確保に努めます。

④計画的な維持管理と長寿命化の推進

道路については、現状を把握したうえで計画的、継続的な維持管理に努めるとともに、長寿命化を図ります。

また、橋りょうについても、計画的かつ適切な維持管理に努めるとともに、長寿命化を図ります。

5-2-3 道路環境の整備

①人にやさしい道路環境の整備

歩行者の安全確保に向けた歩道整備とともに、街路樹や側溝、街灯などの適切な維持管理や美化を推進し、ユニバーサルデザインなどに配慮した快適な道路環境を確保します。

②自転車通行空間の整備

事故防止の観点から、自転車通行空間の確保に努めます。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
5-2-2	生活道路の整備(拡幅側溝整備)	681m	2,200m
	【説明】町内の交通利便性の向上のため、道路の拡幅や側溝の整備を進め、整備済み延長を増加させることを目標とする。		
5-2-2 5-2-3	緑道・道路照明灯のLED化率	3.4%	100%
	【説明】緑道・道路利用者の安全確保のため、緑道と町道に設置している全ての照明灯をLEDに更新することを目標とする。		
5-2-2	歩道の整備	765m	1,800m
	【説明】歩行者が安全に通行できるよう歩道の整備を進め、整備済み延長を増加させることを目標とする。		



町道3号線



(都)東埼玉道路

5-3

持続可能な公共交通の整備と
拠点づくり〈代表的な
SDGs〉

施策の取組方針

町民の日常生活を支えるバス・タクシーを利用しやすく安定したものとして今後も維持するとともに、町民の期待の高い公共交通の拠点として、事業採算性などを踏まえたバスターミナルを併設した道の駅の設置を推進します。また、BRT（バス・ラピッド・トランジット）の整備や DX の視点に基づいた新たなモビリティ環境の整備などを検討し、次世代につなぐ公共交通の整備を推進します。

また、町内公共交通の最適化や利用促進などに取り組むため、「地域公共交通計画」を策定し、持続可能な公共交通の充実を図ります。

現状と課題

駅のない本町にとって、路線バスやタクシーは町民の生活手段として欠かせないものとなっています。主要な幹線道路には複数のバス路線が整備され、周辺の鉄道駅への利用が可能となっています。

路線バスが広く利用される中、町の一部地域には利用しづらい地域もあることから、交通空白地域※を緩和するため、サイクル&バスライドやバス・タクシーの利用促進、買い物支援策の実施に努めています。また、バス車両の低床化など、高齢者や障がい者を含めた全ての町民が利用しやすいバス交通の充実が必要となっています。

高速鉄道東京 8 号線※については、地下鉄 8 号線建設促進並びに誘致期成同盟会、また民間団体で構成された東京直結鉄道建設・誘致促進連絡協議会による関係機関への要望活動などを強く進めているところです。2021 年度（令和 3 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）にかけて八潮市から野田市間の整備検討調査を実施し、関係市町と連携して事業化に向けた課題などの整理を行っており、引き続き検討していきます。

施策実現のための取り組み

5-3-1 地域公共交通の維持と環境整備

①地域公共交通の維持

町民の生活手段として欠かせないバス・タクシーの既存公共交通を維持するため、地域の公共交通事業者と協議し、支援に努めます。

※交通空白地域：駅やバス停留所から一定の距離を越えた地域。公共交通の不便な地域をいう。

※高速鉄道東京 8 号線：東京都内の豊洲から千葉県野田市までの延伸について、2016 年（平成 28 年）4 月の交通政策審議会の答申において、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」に位置付けられ、豊洲～住吉間は、「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」、押上～野田市間は、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」とされた。

②公共交通の拠点づくり

(都) 東埼玉道路の開通に伴い、町民の期待の高い公共交通の拠点として、事業採算性などを踏まえたバスターミナルを併設した道の駅の設置を推進します。また、BRT(バス・ラピッド・トランジット)の導入について周辺市町とともに要望活動を実施し、地域公共交通網の充実に向けた拠点づくりに取り組みます。

③交通利便性の低い地域に住む方への支援

高齢者に対する路線バスやタクシーの利用を促進するとともに、民間事業者などと連携し、買い物支援策などの実施に努めます。

④交通DXや環境負荷低減への取り組み

デジタル技術を活用した新たなモビリティ環境の整備などを検討し、利便性の高い円滑な公共交通や環境負荷の少ない安全な交通環境の整備を推進します。

5-3-2 高速鉄道東京8号線の整備促進

①高速鉄道東京8号線の整備促進

関係団体と連携して、事業化に向けた課題などの整理を行うとともに、引き続き国や県へ要望します。

5-3-3 地域公共交通活性化協議会の設置

①地域公共交通活性化協議会の設置

本町に適した公共交通の在り方などについて検討するため、地域公共交通活性化協議会※を設置します。また、地域公共交通のマスタープランである地域公共交通計画を策定し、全ての町民が安全で安心して生活できる快適な移動環境や持続可能な地域公共交通の実現を図ります。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
5-3-1	町内バス路線の路線数	17路線	17路線
	【説明】町民の生活手段として欠かせない町内バス路線を維持確保すること为目标とする。		
5-3-1	デジタル技術を活用した交通利便性の向上に関する取組件数	未実施	1件
	【説明】デジタル技術を活用した交通利便性の向上に関する取組を実施すること为目标とする。		

※地域公共交通活性化協議会:「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し、必要な協議を行うための協議会。

5-4 快適な生活環境

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

町民の誰もが快適さを実感できるよう、地域の特性に応じた下水処理システムの普及拡大や適正な維持管理による長寿命化を推進します。また、局地的大雨による浸水対策や関係機関と連携し、水道水の安定供給を図ります。

現状と課題

本町の生活排水処理は、公共下水道※、農業集落排水※、合併処理浄化槽※の3つの方法で汚水を処理しています。公共下水道は、市街化区域を対象としていますが、すでに污水管きょ整備は完了しています。下水道の接続率は2022年度末（令和4年度末）現在で85.3%となっており、引き続き接続率の向上に取り組みます。また、施設の耐震化や老朽化への対応が必要となっています。雨水については、雨水幹線の未整備箇所の整備が必要となっています。また、下水道計画を見直し内水対策を推進する必要があります。

合併処理浄化槽は、公共下水道及び農業集落排水区域を除いた区域において設置しています。既設の単独処理浄化槽※からの転換を促進し、浄化槽の維持管理の適正化を進めています。

上水道については、越谷・松伏水道企業団※により安定した給水が図られています。

施策実現のための取り組み

5-4-1 下水道施設の利用促進と長寿命化

①未接続世帯への啓発

公共下水道及び農業集落排水区域では、未接続世帯への啓発活動を図ります。

②計画的な維持管理

下水道施設の耐震化と施設の老朽化に対応し、松伏町公共下水道ストックマネジメント計画※に基づき、計画的な維持管理を図ります。

※公共下水道：下水道法では、公共下水道を「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きょである構造のもの」と定義している。

※農業集落排水：農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水などを処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るもの。

※合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所や風呂などからの排水）を合わせて処理する浄化槽のこと。

※単独処理浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽のこと。合併処理浄化槽と異なり、台所や風呂などからの排水は処理されずに放流されるので、環境に悪影響を与えることとなる。

※越谷・松伏水道企業団：越谷市と本町で構成される一部事務組合。水道事業及び下水道使用料徴収事務を行っている。

※松伏町公共下水道ストックマネジメント計画：下水道施設全体を一体的に捉え、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ることなどを目的に計画したもの。

5-4-2 下水道雨水幹線等の整備と長寿命化

①下水道雨水幹線の整備

(都) 東埼玉道路の整備進捗に合わせ、赤岩雨水幹線の整備を推進します。

②下水道雨水幹線の適切な維持管理

下水道雨水幹線の適切な維持管理と長寿命化に努めます。

③局地的大雨による浸水対策

局地的大雨による浸水被害を最小限にするため、排水路の整備を推進します。

5-4-3 合併処理浄化槽の設置促進と維持管理

①合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道及び農業集落排水区域以外の地域については、既設の単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換を促進します。

②水路・排水路の整備・改善

合併処理浄化槽からの放流先を確保するため、水路・排水路の整備・改善を推進し、生活環境の保全や悪化防止に努めます。

③法定検査の受検促進

合併処理浄化槽の適切な維持管理のため、法定検査などの受検率向上のための啓発と浄化槽管理システムの適切な運用を図ります。

5-4-4 上水道の充実

①越谷・松伏水道企業団との連携

企業団と連携を図りながら、安全でおいしい水の安定供給を図ります。

②節水意識の啓発

企業団と連携を図りながら、節水の意識を高めるための啓発活動を引き続き行います。

③雨水の有効利用

雨水や中水※利用などを促進し、水資源として有効活用を進めます。

※中水：上水に対して、飲用には不適だが、洗浄などには使用できる水のこと。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
5-4-1	ポンプ場施設の主要機器の老朽化改善化率	0%	100%
	【説明】ポンプ場施設の老朽化に対応するため、全てのポンプ場施設の主要機器の改築更新工事を完成させることを目標とする。		
5-4-2	排水路の整備	1,669m	2,100m
	【説明】局地的大雨による浸水被害を最小限にするため、排水路の整備を進め、整備済み延長を増加させることを目標とする。		
5-4-3	浄化槽法第11条検査受検率	19.6%	30%
	【説明】浄化槽の適切な維持管理のため、啓発などを通じて、浄化槽法定検査の受検率を向上させることを目標とする。		



築比地浄水場の貯水タンク(配水池)

5-5 水と緑のネットワークの形成 〈代表的なSDGs〉



施策の取組方針

こどもから高齢者まで、誰もが利用しやすく多くの町民に愛されるよう、公園・緑地の整備充実、緑化の推進を図ります。

また、生活にうるおいを与える水辺空間の利用促進に努めます。

現状と課題

本町は町の中心部を包み込むように一級河川である江戸川、中川、大落古利根川が流れ、水田地帯には管理された用排水路があります。県営まつぶし緑の丘公園や河川敷に整備された遊歩道、かがり火公園などと合わせて、各公共施設拠点とを結ぶ水と緑のネットワークが形成されています。

県営まつぶし緑の丘公園は指定管理者として管理を受託することで、公園利用者に配慮された多様な自主事業が展開され、町民の交流の場や情報発信拠点となっています。町の中心にある松伏総合公園・松伏記念公園など、既存の公園の適正な維持管理に努めていますが、施設や遊具などの老朽化への対応が課題であり、公園長寿命化計画に則し、同時に、緑とオープンスペースが持つ多機能性をうまく引き出し、都市再生整備につなげていく必要があります。

河川は多様な生物の生息・成育の場であるとともに町民にとっても憩いややすらぎの場でもあります。江戸川流域では、水質調査や河川美化などの事業を実施し、河川敷にはサイクリング道路や休憩施設・公衆トイレが整備されています。

こうした水と緑の豊かな環境は、ますます貴重なものとなっており、かけがえのない地域環境として次世代に引き継いでいく必要があります。

施策実現のための取り組み

5-5-1 公園・緑地の整備充実

①都市公園の整備

公園施設を適切に維持管理することで、利用環境を整備し、公園利用者の安全確保を図ります。

また、産業団地整備などの計画開発に伴い整備される公園などについては、地域イベントでの活用や近隣住民の健康増進や憩いの場となる公園整備に努めます。

②公園・緑地の管理充実

県営まつぶし緑の丘公園については、指定管理者として、自主事業の充実による活性化を図ります。

既存公園については、既存ストックの長寿命化対策及び修繕・改築などを行うために策定した公園長寿命化計画に基づき、必要な整備などを実施することで管理充実を図ります。

③公園・緑地の適正管理

町民や地域が中心となった草刈りや清掃などの取り組みを促進するなど、地域と協働し、公園・緑地の適正管理に努めます。

④こどもの遊び場の提供

こどもたちが身近で安全に遊ぶことができるよう、遊び場や遊具の充実、適正な維持管理を進めます。

また、こどもたちが自由な発想で遊び、多様な体験をすることができる場の創出について、関係団体などとの連携も含め検討します。

5-5-2 緑化の推進

①公共施設の緑化推進

公共施設の緑化と適正な維持管理を推進します。また、道路の緑化と適正な維持管理を推進し、快適な道路環境を提供します。

②緑化活動の推進

緑の大切さを啓発し、町民や地域による花いっぱい運動などの支援、住宅敷地の緑化や生け垣の整備など地域緑化を促進し、花と緑であふれるまちづくりを推進します。

5-5-3 水辺空間の利用促進

①河川空間の活用

水辺を中心とした散策やレジャー、そしてウォーキングやサイクリングなどを楽しむことができるよう、水と緑のネットワークを活かした歩行者や自転車が安全で快適に通行できる遊歩道や休憩施設など、町民の健康づくりや憩いの場の提供に努めます。

また、町内の自然空間、緑豊かな公園などとのアクセスを強化するとともに、さまざまな健康づくりイベントを開催し、地域の活性化を図ります。

②魅力ある河川空間の整備

江戸川河川環境の保全に配慮するとともに、河川敷の維持管理や町営運動場などの有効活用を図ります。

中川や大落古利根川の堤防及び河川敷に自生しているからし菜や桜並木などの河川環境の保全や河川を舞台にした環境学習の活動を促進します。また、遊歩道の未舗装部分について、河川管理者との協議を行います。

③水路の活用

農業用排水路及び周辺の維持管理を農家と協力して行い、身近に自然とふれあえる生活環境の創出に努めます。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
5-5-1	町民1人当たりの都市公園面積	16.2㎡	17.0㎡
	【説明】公園の整備を進め、町民1人当たりの都市公園面積を増やすことを目標とする。		
5-5-1	都市公園トイレの洋式化率	33.3%	100%
	【説明】誰もが使いやすい都市公園とするため、都市公園内に設置するトイレを洋式に整備することを目標とする。		
5-5-1 5-5-3	公園で行われるイベント件数	45件	250件／累計
	【説明】公園の整備を進め、さまざまなイベントが行われる場を創出し、開催されるイベント数を増加させることを目標とする。		



松伏総合公園



かがり火公園



県営まつぶし緑の丘公園内 ジャブジャブ流れ